

# 第 69 回全日本馬場馬術大会 2017 Part II 実施要項

主催：公益社団法人 日本馬術連盟

運営：馬場馬術本部実行委員会

1. 期 日 平成 29 年 7 月 15 日(土) ～ 17 日(月)

2. 会 場 御殿場市馬術・スポーツセンター  
静岡県御殿場市仁杉 1415-1

## 3. 競技種目および実施課目

第 1 競技 全日本内国産馬場馬術選手権

①FEI セントジョージ賞典馬場馬術課目 2009

②JEF 自由演技国体成年馬場馬術課目

※ ①において出場者の上位 5 分の 3 の人馬が②に出場できる。

※ ①と②における各人馬の得点率の合計により選手権の順位を決定する。

第 2 競技 内国産馬 S クラス馬場馬術競技 (予選)

JEF 馬場馬術競技 S1 課目 2013

※ この競技で出場者の上位 5 分の 3 の人馬が第 5 競技に出場できる。

第 3 競技 内国産馬 M クラス馬場馬術競技 (予選)

JEF 馬場馬術競技 M1 課目 2013

※ この競技で出場者の上位 5 分の 3 の人馬が第 6 競技に出場できる。

第 4 競技 内国産馬 L クラス馬場馬術競技 (予選)

JEF 馬場馬術競技 L1 課目 2013

※ この競技で出場者の上位 5 分の 3 の人馬が第 7 競技に出場できる。

第 5 競技 内国産馬 S クラス馬場馬術競技 **【決勝】**

JEF 馬場馬術競技 S2 課目 2013

※ 第 2 競技で出場資格を得た人馬が出場できる。

第 6 競技 内国産馬 M クラス馬場馬術競技 **【決勝】**

JEF 馬場馬術競技 M2 課目 2013

※ 第 3 競技で出場資格を得た人馬が出場できる。

第 7 競技 内国産馬 L クラス馬場馬術競技 **【決勝】**

JEF 馬場馬術競技 L2 課目 2013

※ 第 4 競技で出場資格を得た人馬が出場できる。

## 4. 出場順

- (1) 第 1 競技①および第 2、3、4 競技の出場順は、本大会実行委員会が抽選により決定する。
- (2) 第 1 競技②の出場順は、第 1 競技①終了後に抽選により決定する。
- (3) 第 5、6、7 競技の出場順は、第 2、3、4 競技の結果のリバースオーダーを基本とする。
- (4) 選手あるいは馬匹の出場時間帯の重複を避けるために、出場順を調整する場合がある。

## 5. 参加資格

- (1) 選手は、参加申し込み時において日本馬術連盟の登録会員で、かつ日本馬術連盟騎乗者資格 B 級以上の取得者であること。
- (2) 日本馬術連盟が特に認めた者。
- (3) 馬匹は、参加申し込み時において日本馬術連盟の登録馬であること。
- (4) 日本馬術連盟の登録会員でない団体は、所属の名称として使用できない。

## 6. 参加条件

- (1) 同一人馬の出場は 1 種目のみとし、馬は選手を替えて 2 種目まで出場できる。
- (2) 同一種目への出場は、1 選手 2 頭を限度とする。
- (3) 馬の出場は同一種目 1 回限りとする。
- (4) 平成 28 年 5 月 16 日から平成 29 年 5 月 28 日までの公認競技会における**人馬ランキング（内国産）**\*に基づき、以下に示す数の上位馬匹に出場権を与える。なお、出場辞退があった場合は、参加条件を満たす範囲で順次繰り上げる。

\* **人馬ランキングポイント（内国産）**は、平成 29 年 5 月 28 日時点で内国産馬登録がある馬匹を対象に、対象期間に実施された公認競技会における成績に基づき算出する（公認競技会出場時点で内国産馬登録されているかどうかは問わない）。

### 【競技別出場枠数】

競技名	出場枠数
第 1 競技 全日本内国産馬場馬術選手権	15
第 2 競技 内国産馬 S クラス馬場馬術競技	20
第 3 競技 内国産馬 M クラス馬場馬術競技	30
第 4 競技 内国産馬 L クラス馬場馬術競技	30

- (5) 参加申し込みする人馬のコンビネーションは、ポイント集計対象期間内の公認競技会において、対象クラスの予選競技で使用する課目（第 1 競技については①に示す課目）で 55%以上の成績を 1 回以上獲得していること。
- (6) 上記（5）に加えて、参加申し込みする人馬のコンビネーションは、ポイント集計対象期間内の日本馬術連盟主催・公認競技会（ただし、全日本馬場馬術大会を除く）において、対象クラスの決勝競技で使用する課目（第 1 競技については「JEF 自由演技国体成年馬場馬術課目」）の出場実績があり、順位が与えられていること。

## 7. 競技会規程

日本馬術連盟競技会規程第 29 版、日本馬術連盟獣医規程による。

## 8. 参加料

- |           |                     |               |
|-----------|---------------------|---------------|
| (1) 選手参加料 | 第 1 競技 ナショナルチーム認定選手 | 12,000 円/1 人馬 |
|           | その他選手               | 25,000 円/1 人馬 |
| 第 2～4 競技  | ナショナルチーム認定選手        | 12,000 円/1 人馬 |
|           | その他選手               | 17,000 円/1 人馬 |
| 第 5～7 競技  | （現地納入）              | 10,000 円/1 人  |

※ 決勝競技の参加料は不要

※ 参加料の内、1 競技あたり 2,000 円を任意のオリンピック協賛金とする。

- |           |                    |              |
|-----------|--------------------|--------------|
| (2) 馬匹参加料 | ランキングにより出場権を獲得した馬匹 | 15,000 円/1 頭 |
|           | 本部推薦馬              | 80,000 円/1 頭 |
- (3) 振込先 三井住友銀行 日本橋東支店 普通

（口座番号）7473283（名義）馬場馬術本部実行委員会

※ 参加料の納入は、**銀行振込のみ**とする（振込み以外は受け付けない）

※ 一度納入した参加料は、競技に出場しない場合でも返却しない。

ただし、主催者側の都合により競技を取りやめた場合は、この限りではない。

## 9. 申込方法および締切

- (1) 参加申込は、資格馬発表よりオンラインあるいは郵送で受け付けし、**平成 29 年 6 月 8 日 (木)** 到着分までとする。
- (2) 申込に不備等がある場合は、出場を認めない場合がある。
- (3) 第 5、6、7 競技への申込みは、予選競技の成績発表後直ちにおこなうものとする。

## 10. 宿 泊

- (1) 選手および選手関係者の宿泊は各自手配すること。
- (2) 厩舎地区は禁煙とし、会場内とその周辺でのテント設営、自炊、火気の使用は認めない。
- (3) 1 団体につき 1 名まで、馬取扱人(ただし、男子に限る)は会場内の仮眠所を利用することができる。希望者は、御殿場市馬術・スポーツセンター (TEL:0550-80-4150) まで各自で申し込み、宿泊料 (1,020 円 / 1 泊 <税込>) を負担のこと。また、寝具は各自で用意のこと。

## 11. 参加馬の入厩および退厩

- (1) 滞在できる期間は、平成 29 年 7 月 13 日(木)~7 月 17 日(月)とする。
- (2) 入厩時間は、**7 月 13 日(木) 8:00~17:00** および **7 月 14 日(金) 8:00~12:00** とする。申込時に到着予定時刻を申告すること。入厩当日に時間外の到着となる場合は、大会実行委員会まで事前に報告すること。
- (3) 競技開催中は、馬運車の移動はできない。
- (4) 入厩は、大会実行委員会の指示に従って馬運車の移動を行い、会場に到着後、速やかに乗馬登録証および馬の健康手帳を大会本部に提出すること。その際、馬番号(個体識別番号)を配布する。
- (5) 参加馬は、到着時に主催者から提供される馬番号を、競技の間を通じて装着していなければならない。

## 12. 馬糧・敷料

- (1) 馬糧は、各自が持参し退厩の際は全て持ち帰ること。
- (2) 敷料は、木材チップのみとし、実行委員会が手配する。

## 13. 馬の防疫

- (1) 下記の事項が記載された馬の健康手帳を携行すること。
  - ①入厩日の 5 年前の 1 月 1 日以降の馬伝染性貧血検査の陰性証明。
  - ②馬インフルエンザの予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
    - ・基礎接種として初回ワクチン接種を実施してから 21 日以上・2 ヶ月以内に 2 回目のワクチン接種を行い、その後、7 ヶ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は 1 年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。
    - ・競技場に入厩する 6 ヶ月+21 日以内に補強接種 (または基礎接種の 2 回目) を受けていなければならない。ただし、競技場へ入厩する前 1 週間以内のワクチン接種は接種歴として認められない。
    - ・2008 年 3 月 31 日以前に基礎接種を完了している馬については、基礎接種の後の最初の補強接種は 1 年以内であれば可とする。
  - ③日本脳炎予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
    - ・当年 5 月 1 日以降に、2 週間から 2 ヶ月の間隔で 2 回実施していること。
- (2) 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前 1 週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師に検査を依頼すること。
- (3) 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマあるいは逆性石鹼等で消毒すること。
- (4) 入厩予定日において、輸入検疫後の着地検査中 (3 ヶ月) の馬匹は出場できない。
- (5) 上記が守れない場合や申込書類に不備がある場合は、入厩を認めない。

#### 14. 打合せ会

- (1) 平成 29 年 7 月 14 日(金) 13:00 より会場内にて行う。
- (2) 参加団体の代表者 1 名は必ず出席すること(代理出席を認める)。
- (3) 打合わせ会で承認あるいは確認された事項を優先する。

#### 15. 表彰式

- (1) 表彰式の日程は、別途連絡する。
- (2) 表彰式には原則として選手が正装で参加すること。正当な理由なく参加しない場合は入賞の資格を失う。なお、選手が参加できない場合は代理を可とするが、その場合も正装で参加すること。

#### 16. 褒 賞

- (1) すべての競技と実施課目で表彰を行う。
- (2) 第 1 競技①および②、第 2、3、4 競技は第 1 位の選手に賞杯を贈り、上位 1/4 までに馬リボンを贈る。ただし、出場人馬が 20 組以下の場合は、5 位までを入賞とする。
- (3) 第 1 競技 (選手権) は、第 5 位までを入賞とし、第 1 位から第 3 位までの選手に賞状・メダル・厩舎掛けを贈る。また、入賞者に馬リボンを贈る。
- (4) 第 5、6、7 競技は、第 5 位までを入賞とし、第 1 位から第 3 位までの選手にメダルを贈る。また、入賞者に馬リボンを贈る。
- (5) 第 1、5、6、7 競技の第 1 位の選手に日本中央競馬会賞を贈る。
- (6) 入賞した馬匹の所有者に対し、下記の通り飼育奨励金を支給する。支払いは銀行振り込みとし、馬匹所有者は、表彰式終了後に振込先通知書類を大会本部宛に提出すること。なお、この飼育奨励金は、表彰を受けた者の雑所得となるため、収入に上げる必要があり、申告の対象となる。

	第 1 位	第 2 位	第 3 位
第 1 競技	50,000	30,000	10,000

#### 17. 自由演技課目に使用する音楽 CD

- (1) 自由演技課目に使用する音楽 CD については、録音利用明細書 (一般社団法人日本レコード協会、一般社団法人日本音楽著作権協会 共通様式) を大会主催者に提出する。オリジナル曲の場合も必ず提出する。  
なお、録音利用明細書については、当連盟ホームページからダウンロードする。
- (2) 録音利用明細書については、自由演技 (第 1 競技-②) に出場を考えている選手は、大会の申込時に、参加申込書と併せて提出する。
- (3) 音楽 CDについては、大会会場において、主催者に提出する。また、音楽 CD には選手名、馬匹名、種目名を明記し、バックアップ 1 枚を含む計 2 枚を提出すること。
- (4) CD 作成にあたっては、使用する楽曲のみを保存し、入場曲付きとすること。使用媒体は CD のみとし、MD・カセットテープ等は不可とする。

#### 18. その他

- (1) 場内で、競技に差し障りのない場所を選定し、報道関係者等による写真・ビデオ撮影を行う。
- (2) 資格を誤って申し込んだ場合は出場を認めない。また、競技期間中に発見された場合は失格とし、以後実施される競技には出場できない。
- (3) 選手は、会員証、乗馬登録証、馬の健康手帳および健康保険証 (またはそれに代わるもの) を持参すること。
- (4) 選手は何らかの傷害保険に加入していること。
- (5) 事故のないように十分注意すること。万一の場合、応急処置は講ずるが大会実行委員会および主催者はその責を負わない。
- (6) 一般観覧者に対して事故のないよう十分注意すること。
- (7) 競技場周辺あるいは練習馬場等において事故のないよう細心の注意を払うこと。

- (8) 厩舎地区およびその周辺地区は各参加団体の自主管理とし、貴重品の管理には十分注意すること。
- (9) 厩舎地区およびその周辺は火気厳禁とする。
- (10) 清掃は各団体で協力して行い、ゴミは各団体で持ち帰ること。
- (11) 競技会場が定める遵守事項および打ち合わせ会における注意事項を厳守すること。
- (12) 一般車および馬運車の駐車は、大会実行委員会の指示に従うこと。厩舎地区は全面駐車禁止とし、車両は定められた駐車場を利用すること。
- (13) 大会実行委員会からの注意勧告に対して、改善の見られない団体に対しては失格とする場合がある。
- (14) 選手および関係者はメディカルカードを常に携帯すること。
- (15) 日本馬術連盟ウェブサイトに掲載の案内に注意すること。